

社会保険等の加入状況に関する届出書

※ 1 から 3 それぞれについて、該当する欄に○をつけ、必要な書類を提出してください。

1. 雇用保険について

☐	加入しています。確認できる書類を提出します。
☐	加入しています（または適用除外です）。経営事項審査の結果通知書で確認できます。
☐	雇用保険の被保険者となる者がいないため、加入義務がありません。
☐	以下の理由により、加入義務がありません。（以下に理由等を記載） ＜関係機関（ハローワーク等）への確認＞ 平成 年 月 日に、関係機関「 」に上記の内容を確認しました。

2. 健康保険について

☐	加入しています。確認できる書類を提出します。
☐	加入しています（または適用除外です）。経営事項審査の結果通知書で確認できます。
☐	常時使用される者が5人未満の個人事業所であるため、加入義務がありません。
☐	以下の理由により、加入義務がありません。（以下に理由等を記載） ＜関係機関（年金事務所等）への確認＞ 平成 年 月 日に、関係機関「 」に上記の内容を確認しました。

3. 厚生年金保険について

☐	加入しています。確認できる書類を提出します。
☐	加入しています（または適用除外です）。経営事項審査の結果通知書で確認できます。
☐	常時使用される者が5人未満の個人事業所であるため、加入義務がありません。
☐	以下の理由により、加入義務がありません。（以下に理由等を記載） ＜関係機関（年金事務所等）への確認＞ 平成 年 月 日に、関係機関「 」に上記の内容を確認しました。

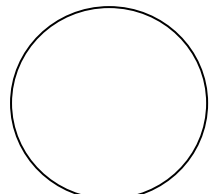
上記のとおり届け出ます。上記の確認に必要な場合、関係機関への調査に同意します。

実印

本社所在地

商号または名称

代表者



社会保険等の加入状況に関する届出書 補足説明

○雇用保険の『保険加入を確認できる書類』について

『保険加入を確認できる書類』を提出する場合には、

- ・労働保険概算保険料申告書（事業主控）の写し

と、それに加えて以下のいずれかの書類を提出してください。

- ・直近の保険料領収書の写し
- ・保険料納入の証明書（写しも可）

※労働保険には「雇用保険」と「労災保険」がありますので、「雇用保険」の加入状況が確認できる書類を提出してください。

○雇用保険の加入義務が無い事例について

以下のような場合には原則雇用保険の加入義務がないため、「雇用保険の被保険者となる者がいない」を選択してください。

- ・社員全員が、法人の役員または個人事業主である場合
- ・使用される者が全員、雇用保険の被保険者とならない者である場合
（被保険者とならない者の例：65歳に達した日以後新たに雇用される者、1週間の所定労働時間が20時間未満である者、31日以上継続して雇用される見込みが無い者など）

上記以外の加入義務の有無などについては、お近くのハローワーク等にご確認ください。

○健康保険・厚生年金保険の『保険加入を確認できる書類』について

『保険加入を確認できる書類』を提出する場合には、該当する保険の種類ごとに、以下のいずれかの書類を提出してください。

- ・直近の保険料領収書の写し
- ・保険料納入の証明書（写しも可）
- ・（まだ保険料の納入が無い場合など）健康保険・厚生年金保険新規適用届（事業主控）の写し

○健康保険・厚生年金保険の加入義務が無い事例について

以下のような場合には、健康保険・厚生年金保険の加入義務がありません。

- ・常時使用される者が5人未満の個人事業所
（個人事業所にあつては、家族従事者は「使用される者」に含まれません。）

上記以外の加入義務の有無などについては、お近くの年金事務所等にご確認ください。